

国立大学法人室蘭工業大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の手給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・平成21年6月に支給する期末特別手当の支給割合を暫定的に15/100引き下げる特例措置を講ずる改正を行った。
 ・国家公務員の給与改正に準拠し、報酬月額を約0.3%減額するとともに、平成18年度給与構造改革の手給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても0.32%引き下げた。また、期末特別手当について、6月期の支給割合を160/100から145/100に、12月期の支給割合を175/100から165/100に引き下げる改定を行った。

理事

法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

国家公務員の給与改正に準拠し、報酬月額を約0.3%減額し、平成18年度給与構造改革の手給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても0.32%引き下げた。

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,025	千円 11,916	千円 2,997	千円 112 (寒冷地手当)	4月1日		※
A理事	千円 12,107	千円 8,728	千円 3,267	千円 112 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	千円 11,036	千円 8,728	千円 2,196	千円 112 (寒冷地手当)	4月1日		※
C理事	千円 12,581	千円 8,728	千円 3,267	千円 64 (寒冷地手当) 522 (単身赴任手当)	4月1日		
A監事 (非常勤)	千円 2,577	千円 2,577	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,577	千円 2,577	千円 0	千円 0 ()		3月31日	

注1:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長	4,721 (63,133)	3 (45)	2 0)	H21.3.31	—	在職期間の業務運営等に関する評価について、経営協議会に諮った結果、業績評価を標準(1.0)とし、役員退職手当規程によりその支給額を増減しないことに決定した。	
理事A	3,367	3	1	H21.3.31	—	同上	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1: 学長については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」(人数)と「予算」(金額)により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成19年10月30日閣議決定)の3の(4)の「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当(6月期・12月期)支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。
昇給	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)に同日前において学長が定める日以前1年間における勤務成績に応じて昇給することができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績がよくない等のため降任した場合に、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ① 基本給月額の改正(平成21年12月1日実施)
 - ・若年層を除き、各基本給表の月額を平均約0.2%(管理職については約0.3%)引き下げ
 - ・平成18年度給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額について0.24%引き下げ
- ② 俸給の調整額の改正(平成21年12月1日実施)
 - ・教育職1級の俸給の調整額を引き下げ
 - ・俸給の調整額経過措置適用者の経過措置基準額についても0.24%引き下げ
- ③ 住居手当の改正(平成21年12月1日実施)
 - ・自宅にかかる住居手当を廃止
- ④ 期末手当び勤勉手当の支給割合の改正
(平成21年6月1日実施)
 - ・平成21年6月に支給する一般職員にかかる期末手当の支給割合を暫定的に15/100(特定管理職員にあつては10/100)引き下げる特例措置を講ずる改正
 - ・平成21年6月に支給する一般職員にかかる勤勉手当の支給割合を暫定的に5/100(特定管理職員にあつては10/100)引き下げる特例措置を講ずる改正
 - ・指定職俸給表適用職員の期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当に再編し、平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を暫定的に5/100引き下げ、勤勉手当の支給割合を暫定的に10/100引き下げる特例措置を講ずる改正

(平成21年12月1日実施)

 - ・一般職員にかかる期末手当の支給割合を6月期140/100から125/100に、12月期160/100から150/100に引き下げ、勤勉手当の支給総額の上限の算定に係る支給割合を75/100から70/100に引き下げる改正
 - ・特定管理職員にかかる期末手当の支給割合を6月期120/100から105/100に、12月期140/100から130/100(平成21年12月期については125/100)に引き下げ、勤勉手当の支給総額の上限の算定に係る支給割合を95/100から90/100(平成21年12月期については95/100)に引き下げる改正
 - ・指定職俸給表適用職員の期末手当の支給割合を6月期75/100から65/100に、12月期90/100から85/100(平成21年12月期については80/100)に引き下げ、勤勉手当の支給総額の上限の算定に係る支給割合を85/100から80/100に引き下げる改正
- ⑤ 勤務1時間当たりの給与額の算出にかかる改正(平成21年4月1日実施)
 - ・国家公務員の勤務時間短縮に準拠し1週間当たりの所定勤務時間を15分短縮したことに伴い、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	263	47.0	7,514	5,502	33	2,012
事務・技術	86	40.4	5,178	3,856	31	1,322
教育職種 (大学教員)	175	50.3	8,692	6,332	34	2,360
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種 (自動車運転手)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	4	62.8	2,426	2,426	26	0
事務・技術	4	62.8	2,426	2,426	26	0
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

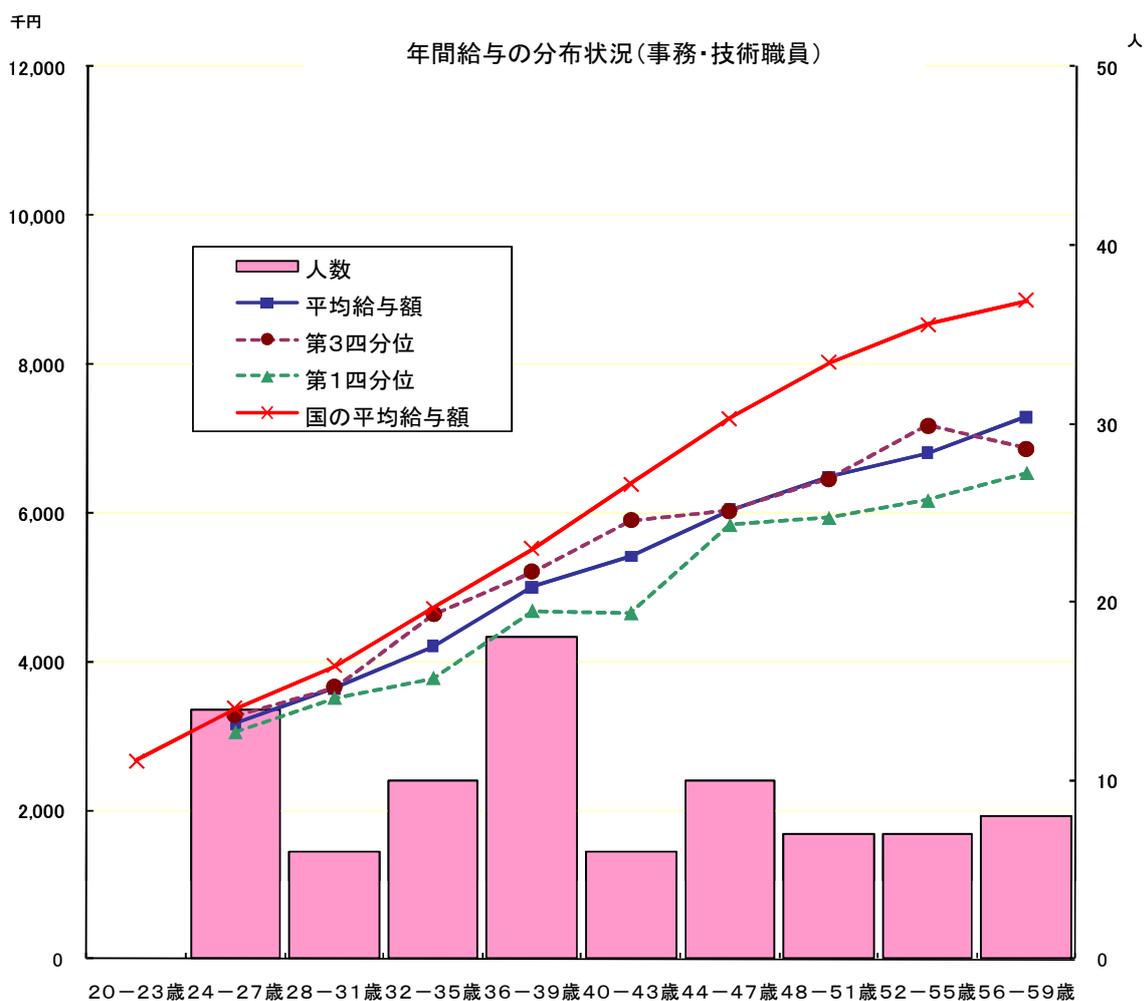
注: 常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種」及び非常勤職員の「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人以下のため、それぞれ当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	66.5	4,912	4,912	22	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	66.5	4,912	4,912	22	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注: 常勤職員, 在外職員, 任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



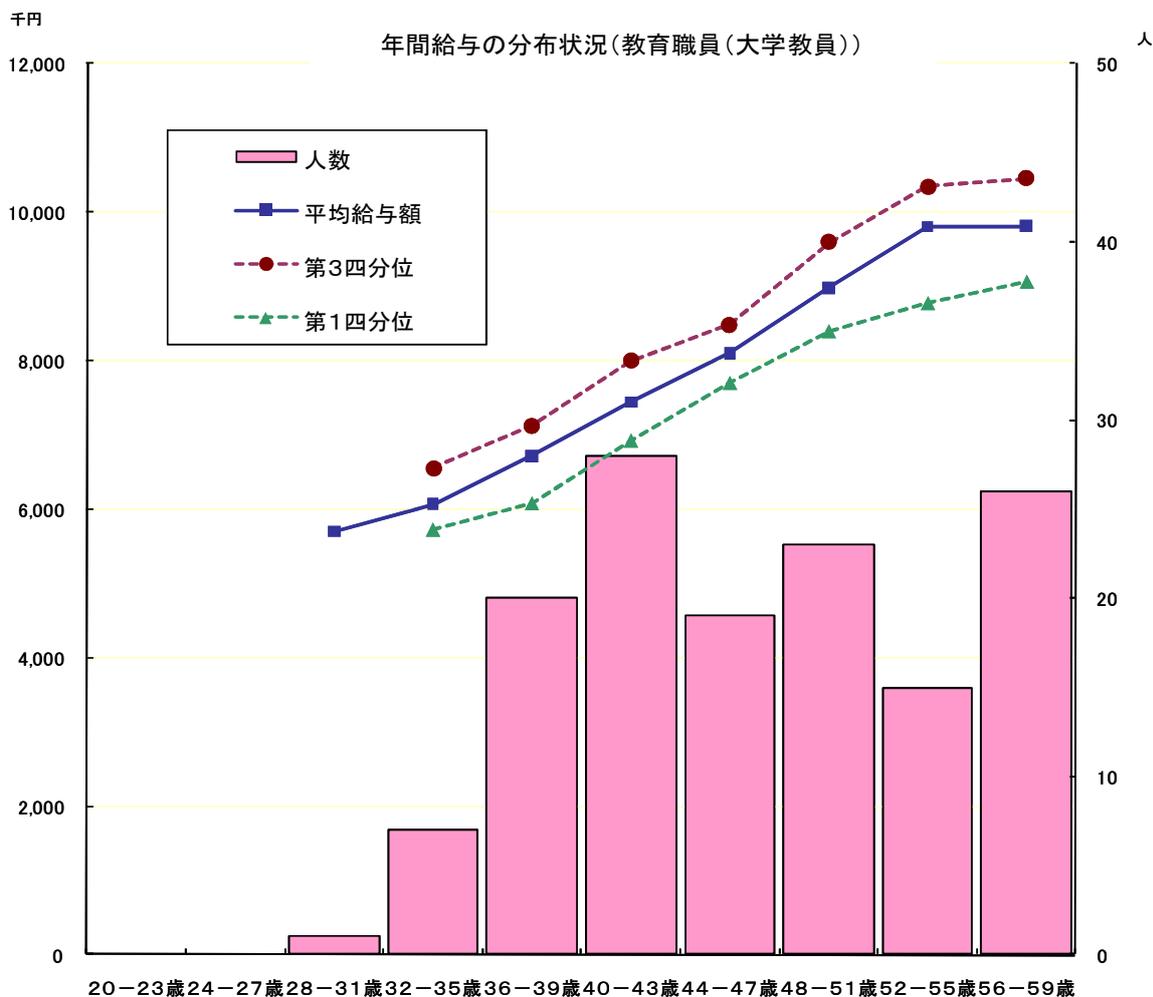
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
局長	1		—			—	
課長	2		—			—	
課長補佐	8	55.1	6,448		6,699	6,870	
係長	51	42.9	4,734		5,447	5,982	
主任	1		—			—	
係員	23	28.1	3,091		3,381	3,654	

注:「課長補佐」には課長補佐相当職である「技術専門員」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を、「係員」には「事務職員」のほか「技術職員」をそれぞれ含む。

注:「局長」、「課長」及び「主任」の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」以外は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を記載していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	76	57.4	9,732	10,122	10,609
准教授	55	47.4	7,836	8,191	8,696
講師	20	42.2	6,917	7,234	7,481
助教	24	40.8	5,811	6,279	6,602

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門職員 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門職員
人員 (割合)	86	16 (18.6%)	7 (8.1%)	44 (51.2%)	13 (15.1%)	4 (4.7%)
年齢(最高 ～最低)		29 (24)	34 (28)	55 (33)	59 (47)	59 (50)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,699 (2,187)	3,172 (2,674)	4,768 (2,718)	5,460 (4,354)	6,370 (4,769)
年間給与 額(最高～ 最低)		3,510 (2,905)	4,135 (3,536)	6,425 (3,668)	7,313 (5,895)	8,254 (6,544)

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門職員	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		1 (1.2%)	該当者なし (%)	1 (1.2%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		()	()	()	()	()
所定内給 与年額(最高 ～最低)		()	()	()	()	()
年間給与 額(最高～ 最低)		()	()	()	()	()

注: :6級及び8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	175 人	24 人 (13.7%)	20 人 (11.4%)	55 人 (31.4%)	76 人 (43.4%)	該 当 者 な し () %
年齢(最高 ～最低)		63 歳 (31)	64 歳 (32)	64 歳 (37)	64 歳 (43)	()
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,469 千 円 (4,217)	6,151 千 円 (4,554)	6,656 千 円 (5,112)	8,711 千 円 (5,742)	()
年間給与 額(最高 ～最低)		7,424 千 円 (5,638)	8,392 千 円 (6,239)	9,079 千 円 (6,972)	11,663 千 円 (7,895)	()

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	56.2 %	62.9 %	59.7 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	43.8 %	37.1 %	40.3 %
	最高～最低	49.1～37.1 %	45.9～29.1 %	47.4～33.0 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.9 %	68.0 %	68.0 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1 %	32.0 %	32.0 %
	最高～最低	41.9～32.2 %	37.5～28.4 %	38.2～30.2 %

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.9 %	68.0 %	66.1 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1 %	32.0 %	33.9 %
	最高～最低	41.9～33.7 %	34.4～29.8 %	37.5～31.6 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.9 %	68.0 %	66.1 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.1 %	32.0 %	33.9 %
	最高～最低	41.9～29.4 %	37.5～28.9 %	38.3～30.7 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

:

85.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

:

96.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	対国家公務員 85.9									
	参考									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">地域勘案</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">93.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">85.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td style="text-align: right;">92.8</td> </tr> </table>		地域勘案	93.0		学歴勘案	85.9		地域・学歴勘案	92.8
	地域勘案	93.0								
	学歴勘案	85.9								
	地域・学歴勘案	92.8								
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.0% (国からの財政支出額 3,892百万円、支出予算の総額 6,707百万円:平成21年度予算)</p>									
	<p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いものの、累積欠損はなく、対国家公務員指数も100以下であるため、給与水準は適切であると考えている。</p>									
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)</p>									
講ずる措置	職員の給与水準については、今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。									

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.5

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,281,995	千円 2,399,600	千円 (%) △ 117,605 (△4.9)	千円 (%) △ 320,965 (△12.3)
退職手当支給額 (B)	千円 370,631	千円 332,048	千円 (%) 38,583 (11.6)	千円 (%) △ 17,731 (△4.6)
非常勤役員等給与 (C)	千円 264,911	千円 207,294	千円 (%) 57,617 (27.8)	千円 (%) 81,347 (44.3)
福利厚生費 (D)	千円 294,568	千円 305,950	千円 (%) △ 11,382 (△3.7)	千円 (%) △ 33,098 (△10.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,212,108	千円 3,244,894	千円 (%) △ 32,786 (△1.0)	千円 (%) △ 290,445 (△8.3)

注1:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 「給与・報酬等支給総額」の対前年度比が4.9%減となった要因
 - ・常勤職員数の減少
 - ・給与改定に伴う給与支給額の減少
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が1.0%減となった要因
 - ・上記 i) に記載した主な要因により給与報酬等支給総額が減少したこと
 - ・上記 i) に記載した主な要因により、退職者数の増加による退職手当支給額の増額、非常勤職員の増加による非常勤役員等給与の増額の要素を含めてもなお、最広義人件費は減額されている。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況
 - i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%程度の人件費の削減を図る。
 - iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,730,303	2,519,115	2,474,959	2,399,600	2,281,995
人件費削減率 (%)		△7.7%	△9.4%	△12.1%	△16.4%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.7%	△10.1%	△12.8%	△14.7%

【注】「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

【注】基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし